

省

令

○厚生労働省令第十二号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三二十五号）第十七条及び第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の一部を次の表のように改正する。（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう）、法第九十一条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ）、財政安定化基金拠出金及び法第百七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう）、法第九十一条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ）、財政安定化基金拠出金及び法第百七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金金の償還に要した費用の額に係るものの額として次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

（減算対象保険者の基準）

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の七十四以上であることとする。

（減算対象保険者の基準）

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の六十九以上であることとする。

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

告

示

○金融庁告示第四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

- 一 平成三十年二月五日
銀行代理業者名 前田 典子
主たる営業所又は事務所の所在地 島根県松江市春日町五百八十二番地六
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十九年五月三十一日
- 二 銀行代理業者名 下関市
主たる営業所又は事務所の所在地 山口県下関市南部町一番一号
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十九年五月三十一日
- 三 銀行代理業者名 齋藤さ江子
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県酒田市升田字野向二十二番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十九年六月一日
- 四 銀行代理業者名 鈴木 千歳
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県山形市大野目二丁目二番六十四号
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十九年六月一日
- 五 銀行代理業者名 後藤 定子
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県天童市大字田麦野七百四十六番地
許可年月日 平成十九年十月一日
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日 平成二十九年六月一日